

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約一覧

1. 発注見直しに関する事項				2. 契約締結前に関する事項		3. 契約締結後に関する事項					
No.	所管課	契約の名称	概要(業務箇所)	契約予定時期	選定基準	契約決定方法	契約相手方名称等	契約金額(円)	契約締結日	履行期間等	契約相手方とした理由
1	企画振興課	令和6年度 JR駒ヶ根駅活用推進事業 JR飯田線駒ヶ根駅乗車券類発売業務委託	乗車券類販売業務等	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	5,500,000円	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
2	生活環境課	令和6年度 ごみ処理事業 大田切りサイクルステーション等管理業務委託(単価契約)	大田切りサイクルステーションにおける、一般廃棄物の分別指導、運営管理業務及び犬猫等処理業務	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	【単価】 ・処理業務 1時間 960円(税込み、別途事務費7%を加算)	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
3	総務課	令和6年度 市役所庁舎 宿直業務委託	宿直業務等	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	4,132,019円	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
4	社会教育課	令和6年度 赤穂公民館管理運営事業 赤穂公民館管理業務委託(単価契約)	夜間の開閉館、巡視、施錠確認、電話応対等	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	【単価】 ・管理業務 1時間 995円(税込み、別途事務費7%を加算)	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
5	子ども課	令和6年度 児童福祉施設等営繕業務委託	市内公立保育園・幼稚園、児童発達支援施設、子ども交流センター、児童遊園の小規模営繕業務	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	1,968,372円	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
6	子ども課	令和6年度 赤穂中学校施設管理業務委託(単価契約)	施錠監視、軽微な施設営繕、用務員の補完業務	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	【単価】 ・管理業務 1時間 995円(税込み、別途事務費7%を加算)	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
7	子ども課	令和6年度 保育園・幼稚園における世代間交流事業委託	市内公立保育園・幼稚園における保育アシスタント及び施設管理業務	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	4,343,625円	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。
8	財政課	令和6年度 駒ヶ根市普通財産草刈作業委託(単価契約)	普通財産における草刈作業	令和6年4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、駒ヶ根市内に所在していること。	見積書を徴取し、予定価格以内の場合、契約を締結する。	公益社団法人 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	【単価】 ・草刈作業(背負式仮払機使用) 1時間 1,590円 ・草刈作業(草丈膝上)(背負式仮払機使用) 1時間 1,790円 ・集草、枝片付け及び運搬作業 1時間 1,190円(税込み、別途事務費として、作業料の7%を加算。ただし、作業料5,000円以下は、350円を加算) ・集草運搬時の軽トラック使用(片道7kmまで) 1台 1回 600円	令和6年5月10日	令和6年5月10日から令和7年3月31日まで	選定基準を満たす者は、1者であり、見積額が予定価格以内であったため。